

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。日本共産党の平野邦夫でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問に入りますけれども、その前に、議長に議員の質問権並びに議事運営に関して要請したいということがあります。

6月10日付で議長名・議運長連名で、議員各位あてに一般質問についてという文書がファクスで送付されてきたと思います。私だけじゃないと思いますけれども、その文書を読みますと、「武雄市議会では議案審議における質疑を保障し、委員会での審査を重んじての議会運営がなされてきております。このようなことで、慣例により事前審査にあたるような質問は極力行わないようにされてきており、通告者におかれましても、この趣旨を十分にご理解いただき、ご配慮願いたいと思います」という内容であります。

議員の一般質問というのは、自治体行政の広範な分野にわたって質問することができますし、したがって、市民の皆さん方の多面的な要求を縦横に取り上げることができる、そういう、いわば議員にとっては命とも言える内容であります。議員の政治的識見が問われる重要な機会になるものであります。執行部が提案した議案に対する質疑とでは、おのずとこれは違ってきます。このことを、それぞれ十分御配慮いただいて、議事運営に当たっていただくことを要請しておきたいと思っております。

さて、質問の中身に入っていきたいと思っておりますけれども、通告していただいておりますのは武雄市民病院の民間移譲で、市民が求める地域医療に責任が持てるのかという内容であります。

具体的な質問に入ります前に、昨日、何番ですか、山口良広議員の質問の中で、リコールの要求は理不尽だと、市長はそう答弁されました。昨年11月19日に記者会見された内容では、22日から市長の解職を求めるリコールを始めますと、市民病院の民間移譲は納得できない、議会では多数の支持があつて通りましたけれども、納得できない市民の側が市民病院を残してほしいという願いを通すには、市長のリコールしかない、最後の選択にかけたわけであり、これを市長が理不尽だと批判するのはどうなのかと、市長の考えを最初に聞いておきたいというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、手続上のお話からいたしますね。まず、リコールというのは言うまでもなく、首長と議会に対する解職請求があります。その上で、前の市民病院の民間移譲に当たっては、これは議決マターなんです。議決をしていますので、むしろ解職請求のあて先人とするならば、これは議会であるというふうに思わざるを得ないんです。首長は提案権しかございません。それを、提案権を是とするもの、是か否かするのは議会しかないわけです。その議会

で決まったことに対して、これはおかしいではないかといったときの、繰り返し申し上げますけれども、あて先は議会以外にしか私はないというふうに、今でも思っております。これが、まず手続上の問題であります。

それともう1つが、リコールといった場合に、これが本当になじむのかと。普通、私が法的に理解をする場合に、リコールというのは私に不正があった、あるいは不正によって市に重大な損害を至らしめたという、明白な根拠があったときに私はリコールというのはあると思います。しかし、議会で議決をして、そして、まだ何も始まっていないわけですよ。ですので、そういったことでリコールを私が受けざるを得なかったということに関して言うと、やっぱり一重にも二重にも理不尽だったと、私は思っております。リコール、そして、しかもそこに議会の議員が何人がいらしたということにすると、それは議会の否定ではないかということまで言わざるを得ません。

まだ幾つか理由はありますけれども、大きな理由としては、まず、この3点を上げたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市民病院の民間移譲というのは、議員提案じゃないですね。市長が提案したんですね。それは間違えないよう理解をしたいと。理不尽というのは、もちろん釈迦に説法ですから、改めて説明するまでもないと思いますけれども、しかし、言葉というのは大事ですから調べてみました。そこに書いてあるのは、道理を尽くさないこと、道理に合わないこと。これは市民病院を引き受けた平成12年前、これは古賀副市長が詳しいでしょう。何年かこれ、国立病院を武雄市民病院に引き受けるかどうかという市民的な論争がありましたですよ。市民の世論としては、やはり武雄市としてはなくすわけにはいかないと、総合病院が欲しいという論議を重ねながら、議会でも随分論議を重ねながら引き受けたと。そういう歴史があるんですよ。それを市長が民間移譲という提案をした、それは議会としては大いに論議する材料ですよ、材料というのはいかぬけれども、市民の命と健康をどう守っていくかと、中核的な医療施設として役割を果たしてきたと。これを民間に売り渡す、これは市民の中でも賛否が大いに沸き起こりますよね。ですから、これは市長、あれですよ。提案する側だって、リコールするなら議員だと、議会だと。これは本末転倒ですよ。総務省出身をいつも言われますからね、地方自治法に住民の権利というのはどう位置づけられているのかと。これは何回も言いますが、あえてもう一回言いますと、選挙権、被選挙権、直接請求権、この直接請求権がリコールの中身ですよ。請願権、陳情、あるいは議会傍聴、住民投票、住民監査請求、あるいは住民訴訟もあります。行政不服申立もあります。情報公開を求める権利、行政への住民の参加、公的サービスを平等に受ける権利。それは、総務省出身の市長だった

ら、そんなこと今さら言わんでもわかりますよという内容でしょう。しかし、これを選択するしかないということで、昨年そういうことになったわけですね。これを理不尽だと。

それは市長の側から見ますと、理不尽でしょうね。理不尽というのは、私は階級性があると思うんですよ。市長から見ると、それは理不尽だと、ちゃんとした手順をとっている、議会も多数で決めたと。しかし、議会の決定だけじゃなくて、住民の側から見ても、これは武雄市民病院の歴史から見ても、それは理不尽だと、民間への移譲は。いわば構造改革路線の具体的なあらわれがそうでしょう。市民病院として残してくれという基本的な要求と、今では、じゃあどういう医療を求めていくのかと、そういう不安、要求に変わってきていますよね。そこは、市長、リコールするなら議会だというのは、それはとんでもない、本末転倒ですよ。

私はそういった意味では、市長がきのう答弁の中で、例えば在宅介護の問題で答弁されていました。この中で、療養病床32万床を22万床に削減すると、向こう5年の間に18万床に減らすんだと、こういうのが今の政治の中で発表されましたね。これは毎年2,200億円の社会保障費を削減する、その具体的なあらわれですね。

この中で、市長はどう答弁されたか。これを撤回せよと、毎年2,200億円の社会保障費を削減するという計画は撤回せよと。これは市長が国の今の自公政治の社会保障削減というのは理不尽だと、そう思うから、福祉の現場を知らない、道理に合わない、だから撤回を迫っていくと、これはまさに正論なんですよ。

だから、そういった意味では、今の2,200億円の社会保障費の削減というのは、まさに理不尽なんですよ。その中に公的病院の補助金の削減もありますよね。現場を預かっている市長からしますと、国に対してはそういう立場に立つ。しかし、一方で、だからこれを民間移譲するんだと。ここはいわば分岐点ですよ。その整合性というのはどうなるんですか。国の2,200億円の削減というのは、これはもう許せないと、撤回させるということと、その具体的なあらわれとして、公立病院の補助金が削減される、将来赤字になる。これを強く要求していく立場じゃなくて、これを、じゃあ民間移譲する。この理不尽という言葉をめぐる、市長の整合性といいますか、これをもう一回ちょっと聞いておきましょうかね。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

やはりあなたが言っていることに関して、私はやっぱり理不尽だというふうに意を強くしています。私は大きく社会保障費の削減で療養型ベッドが減っていくことと、今回の市民病院の民間移譲というのは全く違うものだと思うんですよ。

〔22番「一緒、一緒、社会保障の面では」〕

どうということかという、先輩の政治家に申し上げるのは甚だ恐縮だし、それはわかり切

っているとおっしゃるかもしれませんが、政治というのは、やはり結果が非常に問われる職業だと思います。結果です。どういう結果が招来しているかということ、療養型ベッドの病床の削減で、きのう國井部長からも答弁をいたしましたけれども、100人を超す介護を受けた方々が、もう介護難民にもなりかけているということと、今はどうでしょうか、市民の皆さん、市民病院の民間移譲が決まった後に、きのうも答弁をいたしましたけれども、現に助からなかった命が助かっている、そして、5月はもう単月の黒字が出ている、そういった意味からすると、もともとの 私は原因も違うと思いますけれども、今起こり得ることも全然違うんじゃないでしょうか。ですので、そういった意味から、私はあの時点でリコール リコールそのものは、私は正当な権利として、それはあると思います。しかし、ある一つの政策マターに対して、やはりそれをリコールという最終的な手段に訴える、それは私はやはり理不尽だというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

住民の権利を理不尽という言葉で一蹴しちゃだめですよ。

そこで、市長、2,200億円の社会保障費の削減については、自民党、公明党の今の政権与党の中でも、これはもう限界だということで見直さざるを得ないというふうになってきていますよね。選挙が近いからかもわかりませんよ。実際にはその影響がどうあらわれてきているのかと。療養病床に出てくる、あるいは市民病院を維持しようとしている、その補助金カットに出てくる。昨年12月26日に鳩山総務相 やめましたけれども、新たに700億円の地方の公的病院への補助金を出しました、追加補助をするとなりましたよね。これは市長が努力したというふうに一部言われている面があるけれども、地方の公立病院を抱えている全国議長会なんかのある分科会ですね。どこでも悲鳴を上げていますよ。だから、医師不足の問題や財政的な赤字を抱えているところに、全国的に700億円の補助を追加すると。武雄市民病院に換算すると、約5,000万円でしょう。そういうことを考えてみますと、やはり2,200億円の補助金のカットというのが、どういう形で地方政治にあらわれてきているのかと。これを見ていくなれば、市長がきのう答弁された、国のやり方は理不尽だと、そういう点で私は納得するんですよ。国の2,200億円の削減は撤回させるという立場はね。それは大いに応援しますよ。そこを明確にしておきたいと思います。

さて、昨年7月に議会に提案された、武雄市立武雄市民病院の移譲に関する協定書について、質問を移していきたいと思っております。

この協定書は7月28日に交わされておりますけれども、それによりますと、武雄市及び医療法人財団池友会は、武雄市民病院移譲先公募要領に基づく移譲の条件等を遵守し、移譲を円滑に行うために基本的事項について次のとおり協定すると。これは協定書の前書きに書い

てありますね。

甲は武雄市、乙は医療法人財団池友会。武雄市長と、そして、乙は池友会の鶴崎理事長、今は巨樹の会の理事長ですよね。池友会の理事長をかわっています。池友会の理事長は4月1日付で伊藤氏にかわったと、これは申し入れ書の中にありますね。そこで、協定書を結んだ池友会の理事長がかわったわけですから、この協定書そのものが白紙に戻ったと考えられますけれども、市長の見解はいかがですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

これは一般法の原則で、個人が、トップの座がかわっても、あくまでもそれは理事長として継承しているものであって、それをもって白紙になるということは、一般法上、私は考えにくいというふうに思っております。これは地方自治法上においても、仮に当該市長が選挙の結果、あるいはさまざまな理由でかわったとしても、それはあくまでも武雄市長として契約を結んでおるものであって、私は民法上と言うところの契約の継続性が担保される観点から、白紙に戻ることはないというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今回提案されております市民病院の移譲についての議決の一部変更について、この提案理由を見ますと、武雄市立武雄市民病院の移譲の相手方を変更したいので、議会の議決を求めると。契約の相手方がかわったわけでしょう。それは理事長がかわったというだけでなく、契約の相手方がかわったので、議決を求める、これは提案理由ですよね。移譲の相手方が変わることになるわけですから、これまでは医療法人財団池友会、これを医療法人財団池友会理事長が伊藤氏にかわって、社団法人巨樹の会。ですから、こういう契約ってあるんですか。例えば、議案書に提案されていますけれども、医療法人財団池友会及び社団法人巨樹の会、この及びというのは、どういうことなんですか。それをまず答弁していただきましょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと工夫してみました。（パネルを示す）今回の武雄市民病院の移譲先の変更なんです、現行は議員おっしゃるとおり、この池友会になっています。今度変更後は、池友会に巨樹の会が加わることによって、これは民法上と言うところの重なる疊的、重疊的債務の引き受けと言います。したがって、あり得ない話ですけれども、何らかの形で巨樹の会が資金ショートを起こした場合等々については、それは池友会が共同的に債務を引き受けるという

ことであります。この重疊的債務の引き受けについては民法に規定をされておりますので、そういった意味からの及びというのは、私どもといたしましては、これはかたい言葉で恐縮ですけれども、重疊的債務の引き受けの及びだというふうに認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなか難しいですよ。畳を重ねると書いて、重疊的債務の引き受けと。これは何で連帯保証にならないんですか。重疊的債務の引き受けだと。どういうことかと思ってるんな人に聞きましたけれども、それは連帯保証という意味でしょう。しかし、それは申し入れ書の中に書いてありますか。そうしますと、主たる契約相手というのはどこですか。これが1つ。

あるいは武雄市民病院を移譲して、登記上どうなるんですか。例えばトレードで、平野、おまえ要らんから、どこかトレードすると。AかBかにトレードすると。契約にはA及びBになっている、行き先はどうなるのかと。そうしますと、重疊的債務の引き受けということで、何かあった場合には、連帯保証的な債務、責任をとりますよと。連帯という言葉はどこにも書いていませんよね。申し入れ書にも書いていません。そうすると、移譲した病院というのは、所属はどこに行くんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

整理して申し上げますと、今般、なぜこういう契約の変更を生じせしめるかという、あくまでも池友会が、これは山口良広議員に答弁いたしましたけれども、池友会がそのまま引き受けるということになると、我々側にとっては税金が入らなくなってしまうわけですね。これは試算によりますけれども、全体で8,000万円になる……

〔22番「きのうは9,000万円て言うたよ」〕

9,000万円は住民税も入れて。8,000万円になると言ったこと、きのうちょっと私が低目に5,000万円と言いましたけれども、いずれにしても5,000万円から8,000万円程度の税金が毎年入らなくなってしまうということ、これは我々にとってみれば、非常に大きなダメージであります。そういったことを回避するために、税金を払っていただくところ、これは社団法人巨樹の会であります。巨樹の会について、主たる契約等々については巨樹の会が行うことになります。

しかし、私は民法上で、複数の弁護士の先生から話があったのは、この形態というのは重疊的債務の引き受けだと、連帯債務だと一般的に言っていると思いますけれども、そ

った意味からして、先ほど申し上げましたとおり、現状からして池友会は池友会本部というところがさまざまな人事であるとか、予算であるとかというのをコントロールされています。その中にグループの団体として池友会、巨樹の会、そして福岡のリハビリテーション学院があるというふうに認識をしております。そういった意味で、甲乙の契約は、巨樹の会が甲になるかと思えます。その一方で、基本的な支援のあり方については、これは池友会本部一体となってやっておりますので、そういった意味からすると、私どもとしては、むしろ税金が入ってこないのを回避した、いいことをしているんだというふうに思っております。

しかも、契約の内容、今まで例えば公開プレゼンテーションをしたり、その内容については一切変わりはありませんので、そういった意味からして、私どもといたしましては議会にその議論をゆだねたいというふうに思った次第であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

昨年の6月25日に行ったプレゼンテーションは、参加したのは池友会であり、敬愛会ですよ。敬愛会がいわば応募要領に基づいて提案してきましたよね、敬愛会も池友会も。これがプレゼンテーションで説明されました。巨樹の会というのは、我々には何のペーパーもないじゃないですか。インターネットで探すぐらいのものでね。巨樹の会というのは常勤医師が4名、そして、理学療法士が46名、作業療法士40名、言語聴覚士が10名、医療ソーシャルワーカー4名、いわば巨樹の会のグループの中に下関リハビリテーション病院、そして、香椎リハビリテーション病院、八千代リハビリテーション病院、これは千葉でしょう、そして新行橋病院、そして、4つのリハビリテーションの専門学校を持っている、これぐらいしかわかりませんよ。武雄市と交わしている、巨樹の会と今度契約を交わす、主たる契約は巨樹の会だと、武雄市民病院はそこに所属する。和臼のグループ　きのうは企業と言っていましたけど、グループで責任を持つんだと。しかし、社団法人巨樹の会、学校法人とありますよね。そして、正式には何と言うんですか、社団法人巨樹の会、理事長は鶴崎直邦氏、学校法人福岡保健学院、これ理事長は蒲池真澄氏、医療法人財団池友会、理事長は伊藤翼氏、これは全体の和臼グループの中の人事かもわかりませんよ。武雄市民病院がこれから民間に移譲しようとする市長にとっては、この組織再編というのは、将来の市民病院を継続していく、市民的病院を継続していく。じゃ医療方針は何なのかと。巨樹の会が市民に何か示しましたか。こういう医療活動をやっていきたい、あるいは武雄市民病院の135床を中核として、こういう医療活動をやっていきたいと。建物の外郭は新聞でも報道されましたけれども、中身については巨樹の会からの説明はあっていませんね。そこはどうなんですか。

もう1つは、この申し入れ書の最後には、福岡保健学院理事長蒲池真澄氏と池友会理事長伊藤翼氏は、移譲後の新病院　武雄市民病院のことですね、新病院を運営する巨樹の会理

事長鶴崎直邦氏に全面的に協力いたしますと、こういう内容でしょう、申し入れ書の最後の結びというのは。そこには市長が言う重疊的な債務引き受けだとか、あるいは連帯保証だとか、そういった言葉は一切出てこないじゃないですか。

そうすると、この基本協定のほか、私はさっき白紙に戻せと言いましたけれども、池友会と結んだ基本協定のほか、市長が考えておる巨樹の会との間での契約というのはどういうことを想定されているんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

悪くともうと思えば、悪くとられるんだなと思いますよね。

5月26日付で、これもいろんなところで報道もされましたし、皆様方の明るい会の、池田さんが代表の明るい会のところにも、わざわざ書いてもらいましたけれども、この3者から私にあてたお手紙なんですね。この中に最初のところに重疊的債務の引き受けを行いたいと思いますので、御理解、御承認をよろしく願いしますと書いてあるんですよ。その上で、また、新たに社会的、経済的にも補完し合う立場にありと、池友会も巨樹の会も福岡保健学院もお互いに社会的、経済的に補完し合う立場にあり、信用の面でも同一グループであると認識をしておるというふうに書いてあるわけですね。その上で、さらに実際の協力に当たっては、鶴崎理事長の社団法人巨樹の会に対しまして、福岡保健学院理事長の蒲池真澄と池友会理事長伊藤翼氏は、移譲後の新病院を運営することに当たって全面的に協力をしますというふうに、きちんとここで説明がしてあるんですね。

説明がないというふうにおっしゃいますけれども、これは繰り返し申し上げますと、基本的には医療の内容というのは変わらないわけですね。契約の中身、そしてプレゼンテーションをしたときから一切変わりはありません。ただ、私は繰り返し記者会見でも申し上げましたし、議会でもきのうたしか申し上げたと思いますけれども、私の認識としては、名義変更であるという認識なんですね。しかも、その上で医療の一体性、安定性がある中で、もう1つは税金が入らないということ、これはもう一つ別の要請です。これを回避するために、今回彼らもそれは認識しているわけですよ。それを受けて市民の皆さんたちに、やはり我々としてもいろんな医療、安心のサービスのほか、子育てであるとか福祉であるとか、財源がこれだけ足りなくなっている中で、いろんなサービスをしたいわけです。その財源にこれを充てるために、こういったことをしようということに対して、私はいささかの、私自身が提案していることについて疑念も持っておりませんし、それは議会の多くの皆さんたちは賛同していただけるというふうに思っております。

したがって、繰り返し申し上げますけれども、中身の説明については、一切今まで説明をしていた医療サービスに変わるものはありません。それはあくまでも池友会の本部が一体と

なってやっていることであって、法律的にどういうふうに契約の変更をしたときに我々が不利益を生じないかというのは、重畳的債務の引き受けということでありますので、それは一切私は心配要らないというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それをどう担保していくのかと。そこはどういう新たな契約を結ぶのか、ここを今質問したんですよ。だから、あの一片の申し入れ文書の中に、重畳的債務の引き受けだと、わずかこの言葉だけで、はいどうぞお願いということになるんですか。

選考委員会はどう言っていますか。選考委員会は、そっちのほうに話を移していきますけれども、信友委員長の問題点の指摘の中に、これは昨年6月17日、第1回の選考委員会が開かれておりまして、その議事録を企画のほうからもらいました。議事録を見ておりますと、信友委員長の問題点の指摘の中に、事業の継続性、これが一番危惧される場所だという、担保をどう明確にするのかと。2つの医療法人、この段階での2つの医療法人というのは池友会であり、敬愛会でしょう。選考対象になっていた池友会と佐賀市の敬愛会ですよ。この2つの医療法人が、これは信友委員長の発言ですから 医療法人が借入金と利率をどのくらい抱えているのか、返せる額なのか、これを使ってというのは、武雄市民病院を引き受けという意味でしょうね、引き受けて、借金を返そうというずるいことを考えていないかどうか、いろいろ考えなければいけないと。率直な意見がもしもありませんよ。そうしますと、選考委員会に出された財務諸表だとか、市長、グループ全体で重畳的債務を引き受けるから安心だと言いますが、しかし、選考委員会に出されたのは池友会、和白病院でしょう、応募要領に基づいて出されていますよね。そこでどう評価するかが決められていくわけですから。ところが、巨樹の会については何の資料も出されていないでしょう。インターネットに掲載されているぐらいのもんでしょう。ですから、これが一つ指摘をされております。

また、引き続き移譲後の病院に勤務する職員を全員採用することだから、現在の給与と移譲先の給与との差額も永遠に市が補助するんですかという指摘に対して、当時の事務局長は、新しい医療法人の給与体系に今のところ従っていただくと、雇用条件もと、こう選考委員会で発言していますね。そうしますと、先ほど市長の答弁では、こういう労働条件だとか、給与も含めまして、あるいは市民病院的な公的医療を継続していくという内容にしても、市が 市長が交渉する相手でしょうけれども、来年1月31日までは市民病院ですから、そうすると、そこで働いている人たちの身分、あるいは給与、これは新しい医療法人の給与体系に移すんだと。これは前にここでも論議して、武雄市の給与体系に近づけていくという答弁もあっていますけど。そういうことで、市長と池友会 じゃなくて、池友会が交渉相手じゃないですね、巨樹の会との交渉相手になるんですね、そこをちょっと確認しておきます

よ。

もう1つは、グループで責任とるんだからいいんだと言っていますけどね、社会的な信用の問題とか言っていますけど、抽象的です。問題は、社団法人巨樹の会、医療法人財団池友会、これはそれぞれ独立した法人格を持っていますよね。私詳しくありませんから、社団法人とはどういう社会的役割、責任があるのか。医療法人とはどういう社会的責任と役割があるのか、これも含めて答弁いただけますか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、重疊的債務の引き受けというのは、要するに今までAがいろんな債務を保証しようとしたときに、今度Bというのが加わるといったときに、そのBが何らかの形で資金ショートをするとか、あるいはお金がどうしても欲しいといったときに、これは根っこが池友会にありますので、そこからファイナンスをすると、財政的な支援をすると、あるいは人的な支援をするということが重疊的債務の引き受けなんです。

ですので、我々からすると、もう少し平たく言えば、今回そういった意味での実態上のあり方というのが追加になったというふうに理解をしております。すなわち、AプラスBというのは、私が言い方が悪うございました。AプラスA'なんです。Bと言うと、また全然違うことになりかねませんので、AプラスA'になったと。Aグループの中のAプラスA'になったということですので、これは私は記者会見で述べましたけれども、より支援体制が強固になったというふうに理解をしております。

そして、實際上、池友会本部が、これは蒲池さんが創設者であります。そして、鶴崎さんがその次を継ぐ人だというふうに私は理解しております。そのグループの運営というのは、基本的にこの2人が相相談しながらやっていっているというふうに私は認識をしておりますので、そういった意味では議員と認識は一緒だというふうに、うれしく思っております。

その中で、社団法人と医療法人の違いでありますけれども、社団法人というのは、もともと旧民法の公益法人の一つの部類であります。財団法人が基本財産を持っている、社団法人は各構成員から形、お金を出資して、公益のためにする法人というのが公益法人で、その社会的信用性を与えるトップランクに位置するのは、財団法人と社団法人であります。

ただ、今、民法が大改正によって、これは私もかかわっておりましたけれども、公益法人改革で、今もう公益的社団法人とか、一般的社団法人とかというふうに、制度が移行しつつありますので、固まった形というのはまた違う名称になるのかなというふうに思っております。恐らく、そういう意味で言うと、巨樹の会は公益的社団法人に移行をしていくというふうに思っております。

医療法人というのは、広い意味での公益法人の一つであります。特定の用に供する、特別

法のために設置をされる法人、社団法人と財団法人は民法に規定を置きます。旧民法に置きます、今までは。この医療法人というのは、医療法に根拠を持つ法人でありますので、特別法に基づいて設置をされる医療法人で、広い意味での公益法人というふうに認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなかわかるようでわかりませんね。ただ、医療法人というのは、医療法、医師法、一般的な社団法人とは違って、特別な責任がありますよと。でしょう。社団法人巨樹の会、これはもちろん常駐者は4名おるわけですから、医療法だとか医師法だとか、そういう特別な責務は出てきますよね。しかし、これはそれぞれが独立した人格でしょう、法人格としては。そういう論争を市長とやろうとは思っていませんけれども、ただ、そういう、相手が変わる、そして、市長がさっき言いましたように、交渉相手は巨樹の会の鶴崎氏だということだけははっきりしましたね。

私は、市長が任命した選考委員会が、優先交渉権を池友会に決めたわけですね。移譲に関する基本協定書は市長と池友会の鶴崎氏と交わされていますよ。これが相手が変わるわけですよ、今度。ですから、選考委員会の移譲先選考結果について、昨年7月7日ですか、発表されました。それによりますと、遵守すべき実効性の担保についてと、武雄市民病院ののれんを引き継ぎ、さらに市民のための医療がなされることを新たな病院に引き続き求めていること、これを前提に、そのために武雄市民病院のイメージ維持を掲げること、医師会との意思疎通に努めること、市民、医師会、市による評価委員会を設置し、10年以上継続すること、年に2回市民を交えたタウンミーティングを開いてくれと、こういったことを実効性のある担保を求めていますね。しかし、市長と池友会との間に交わされた基本協定の中には、例えば、10年間医療を継続してほしいと。医療の継続性というのが問題になったわけですからね。これは入っていない。だから、先ほどから言いますけれども、そういった市長が言う公的病院を担保して、そして、従来の市民病院、総合病院としての市民の期待にこたえていく、そういった内容というのは、どこでどう契約を結ばれるんですかと。基本協定の名義変更だけで済みますんですか。さらに、選考委員会が優先交渉権を池友会に与えた、その基本協定を結んだ、基本協定を結んだ相手が変わったと、巨樹の会に変わる。内容はどのようなことですよ。市長がいろいろ説明されますけども、選考委員会が何回も会議を重ねて、10年間は医療を継続してほしいと。あるいは転売なんていうのはとんでもないことですよ。しかし、それをさせない保証といいますか、こういったことも契約の中にはきちんと示さないかんじゃないですか。ですから、どういう形で契約を結んでいくんですかという質問に

対しては、まだ契約を結ぶとも何とも市長は言っていませんね。そこはどうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

契約というときに、ちょっと難しくなりますけれども、民法上の契約であるとか、いろんな契約が世の中にあるわけですね。今、実は私、これは初めて言う話かもしれませんが、実は去年の10月ぐらいに包括的な契約を結ぼうかなと思っていたんですね。いろんな、信友委員長であるとか、さまざまな方々の、医師会からもいろんな御指摘がございました。くみするところはくみしようということで、それを踏まえた上での包括的にこういうふうに新武雄病院、仮称でありますけれども、していこうということ去年の秋ごろに結ぼうかなと思っていたら、リコールという思いもしなかったことが起きたんで、それで、また、これがいいかどうかということ私リコールを受けるのではなくて、広く民意に問うた次第なんですね。まさか私が市民病院をそういうふうにしようとしていたときとか、あるいは選挙を戦っていたときに、社会医療法人ということについては、それは念頭になかったです。

これはブログにも書きましたけれども、社会医療法人という制度そのものは知っておりました。しかし、これは議員が詳しいかもしれませんが、税制上の優遇が後で追加になっているんですね。たしか固定資産税の100%減免はことしの2月だというふうに聞いておりますので、そういった意味からすると、これはきのう答弁をいたしましたけれども、我々としては予期せぬ事態が招来したと。そのために市民益を第一に考えた場合には、やはり今回は巨樹の会と池友会の重畳的債務にするのがベストだということで、今議会にお諮りをしている次第であります。

したがって、私がなぜ議会にゆだねたかということ、こういった議論をぜひしてほしいからなんですね。是でも非でもしてほしいということなんです。万機公論に決すべしの場合は議会の場だというふうに思っておりますので、こういう議会での御議論を踏まえた上で、私といたしましては、ことしの秋ごろに社団法人巨樹の会と包括的な今後の医療の方針について、これはちょっと契約を内包するかどうか、すみません、まだ今ここで定かには言えませんが、市民の皆さんたちに安心をしていただくために、のれんを引き継ぐということの、のれんの意味を含めて包括的な取り交わしを交わそうというふうに思っております。したがって、今回の件も踏まえてさまざまな意見を私自身も聞いていきたいと思っておりますので、ぜひ議員におかれても、大所高所からアドバイスを賜ればありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

包括的なものを取り交わしたいと。何度も言いますが、巨樹の会と武雄市長との間の契約書ですか。それは契約書と言わないでしょう。答弁しましたか、契約書というきちんとしたものは、そこは基本協定では済まされない内容ですよ。

そこで、これは去年の論議の中で、市民病院のイメージを維持する、あるいは市民病院ののれんを引き継いでもらう、そして、池友会もプレゼンテーションでは1次医療、2次医療、あるいは終末期医療、これはほかの病院を紹介すると、後で変わりましたよね。蒲池統括監が去年言いましたのは、1次も2次も3次もやりますよと。しかし、そういった内容というのは、何ら文書に残っていないでしょう、武雄市と契約を取り交わすという。市長が言う包括的な文書の中でというのは載ってくるかもしれませんが、武雄市のいわば疾病構造といいますが、それは武雄市民病院をこれまで利用している方というのは、65才以上が約68%の人たちでしょう。今は変わっているかもわかりませんよ。その68%の人たちが65才以上の高齢者だと。その中でも75才以上の人たちがさらに比重を占めている。そういう人たちというのは、いろんな病気を抱えて、慢性疾患が多いですよ。開業医の先生のところに行って、急性的な病状が出れば、従来は市民病院を紹介して、そして、通院は開業医のところだと、紹介、逆紹介がありましたよね。あるいは終末期医療も、みとり看護も、公的な部分としてお願いすると、そういう関係がシステムとしてでき上がってきた。すると、市長が言う包括的な医療体制の中に、そういったことをきちんと、市民的病院ののれんを引き継ぐのであれば、明確に契約の中に示すべきじゃないですか。信友委員長が言っているように、10年間は医療を継続すべきだと、市民の医療要求に基づいて、そこをはっきりさせていただきたい。移譲後の病院がどういう、市民の命と健康を守る拠点、中核的な医療施設になっていくのかどうか。

心配なのは、これは13日付の新聞、一斉に報道されましたね、いわゆる新武雄病院用地仮契約と。報道によりますと、これは池友会と仮契約を結んでいますね。その中で、私が注目したのは、来年2月に移譲される武雄市民病院は135床だが、新武雄病院は将来的に300床までの拡大が可能な、これまでは8階建てと言っていましたけれども、9階建て、延べ約1万8,500平方メートル、屋上にはドクターヘリ用のヘリポートも設置される。鶴崎理事長は、地方都市でこれだけの規模の病院運営ができるかどうかの問題もあるが、レベルの高い医療を確保して、広い範囲から患者を集める、そういう中核医療を目指したいと。

ですから、今までの池友会であれ、蒲池統括監であれ、あるいは鶴崎理事長であれ、高度医療、脳外科、整形外科、急性期リハ、あるいは回復期リハビリテーションですか、だんだんそっちのほうにシフトを強められてきていますけど、そういうことで述べてきましたけれども、地域の疾病構造に応じた、そこにしっかりと軸足を置いて、地域医師会と協力しながら、市民病院を中核的な施設にしていく。こういう内容を、市長は先ほど包括的な文書で交わしたいと。これは契約の中にそれを求めていくという立場はないんですか。再度聞きま

すけどね、契約に関してはどうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

これは法律上の用語なんで、正確に申し上げますね。契約というのは、あくまでも権利義務関係が発生する1対1の場合が契約というふうに、民法上私は理解をしております。したがって、土地の売買については、これは契約です、契約。相手先はまだ議会で御議決をいただいておりますので、この重畳的債務が引き受けられた場合には、巨樹の会が甲として、土地の売者に対して乙となって契約を結ぶということになります。

今、議員が非常にいいことをおっしゃっておられます。これについて我々はどう担保するかということ、ちょっとこれは検討させていただきたいんですが、巨樹の会と私どもで、そういう医療のあり方について協定書を交わす、あるいは覚書を交わすか、あるいはこれは重畳的債務でありますので、三者、池友会、巨樹の会、そして私どもを含めて三者の協定書を結ぶのかということで、これはちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。あるべき医療の姿について、我々としてはきちんとそれを明文化するということ、それを議会並びに市民の皆様方にきちんと御説明をするということについては、議員と全く認識が一緒だと思っておりますので、ぜひそういった意味での御理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

そして、さっきの　今はごめんなさい、新聞を今は持っていないので恐縮ですが、ベッド数の話については、今、これは杵藤広域圏以外でもさまざまにベッドを引き受けてほしいという話が市民同士であるようです。そういった意味で、私たちといたしましては、それはもう市民病院のベッドというのは、あくまでも135床でありますので、そのプラスアルファの部分というのは、それは医療法人同士のことなのかなというふうに思っております。武雄市長、あるいは杵藤広域圏の管理者といたしましては、地域の医療の維持向上を図るために、私としてはベッドをそういった意味でうまく活用してほしいと、眠っているベッドじゃなくて活用するベッドに転化してほしいと、これは知事とも認識は同じであるというふうに認識をしておりますので、そういうことからして、今、そういう思いを語られたのではないのかなというふうに私は思っております。

その上で、私はこれをいいことだと思うんですね。ベッドが200床、300床になるかというのは、ちょっと置いといても、先ほどおっしゃったように、私は今の市民病院で、プライバシーにかかわるので、踏み込んで言いませんけど、終末の医療を受けられている方を何人も知っております。職員のお母さんであったり、あるいはいろんな地域で本当に陰ひなたなく頑張っておられた方が終末医療を受けられたというのもありますので、それはあくまでも、これは蒲池さんとも話していますけれども、地域の疾病構造に根差す医療をしない限り、そ

れは黒字は出ませんと。要するに、地域のニーズに応じた医療をしないと、それは我々としては運営はできませんと。それはあくまでも運営上の問題と、あと口コミ等の問題もあります。あそこは急性期ばかりで何もしてくんされんやったといったことになる、それはもう医療法人として成り立たないということになりますので、それはニーズに応じた、きちんと医療サービス、医療をするというのが私は池友会の方針だと思っております。

そういった意味で、私が見る限り、少なくとも池友会にはいろんな病院があります。和白病院だったり、新行橋病院であったり、あと門司の新小文字病院であったり、さまざまな病院がありますけれども、それはいろんなドクターと話をする、やっぱり疾病構造が違うらしいですね。これは議員おっしゃるとおりです。それに応じた医療をしているということですので、そういった意味で、今度は大きい医療法人になりますので、その十分きめ細かな対応はできると。少なくとも議員にはぜひ御認識をいただきたいのは、じゃあ今の現行の市民病院をそのままじり貧のままやっていって、医療サービスにこたえることができるかどうかということもあわせて、比較考慮の上で、ぜひ御議論を賜ればありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、武雄市民病院はじり貧ですか。きのうはスタッフの皆さん方の努力で、入院の数だとか外来だとか、救急だとか、300万円の黒字が出たと、喜ばしいことですよ、経営という側面から見ますとね。市長の認識はじり貧ですか。ちょっと初めてこれ聞きました。それでも市長は、契約という問題を言葉にしませんね。

例えば、質問は次に移りますけど、武雄市民病院の売却、これは3月議会で市民病院の企業会計の中で3億9,325万円と、これが出ましたよね。3億9,325万円ですか。ちょっと市長聞いてみますかね。あなた、先月ですか、朝日の老人会に行って、「共産党の議員がバナナのたたき売りじゃあるまいしと言った」と。3億9,325万円もするバナナがあるですかと。私そのとき言いましたか。バナナのたたき売りじゃあるまいしということを言いましたか、言っていませんよ、そんなことは。議事録も見ていますけどね。

それはいいとして、問題は市長、あなた自身が言った、ベッドを引き受けてほしいという、広域圏で見ますと、そういうところがある。しかし、不動産鑑定協会の対象不動産鑑定評価額、これを読んでみますと、確かにベッドをふやしたいとか、典型的な需要者として病院が欲しいという医療法人、投資家、または介護事業者が典型的な需要者として上げられる。医療法人については病床数の拡大を旨としている法人や、診療所から病院への転換を図る法人が需要者として考えられる。投資家については、病院再生ファンドやヘルスケアファンドなど、コスト削減による収益改善や、医療業界の既成業種であることによる安定的なキャッシ

ユフロー等に着目して、投資する主体が考えられる。

先ほど新聞の報道を上げましたけど、地方都市でこれだけの規模の病院運営ができるかどうかの問題もあると言われてはいますが、しかし、実際には300床という目標を持っているわけでしょう。300床までの拡大が可能な建物をつくるんだと、箱を。そして、市長は先ほど言いましたように、ベッドを引き受けてほしいというところもあると。しかし、そう見ますと、この不動産鑑定表、これは日本不動産鑑定協会ですか、ここに70万円近い金を出して鑑定を頼んでいるわけですが、こういう需要が一方であるのに、南部医療圏の範囲内、やっぱり武雄、鹿島を含めた南部医療圏の同一受給権における病院、診療所等に係る最近の取引事例は収集できなかったと。競争はあるんだけれども、そして、中・長期的に見れば黒字になる、そういう内容があるんだと。最近の取引事例がないからということを書いていますよ、不動産協会の鑑定書はね。

そうしますと、不動産鑑定協会の評価というのは、土地については2億2,000万円、こう査定しております。土地の評価というのは毎年出ますから、いわば路線価格で出せるでしょう。建物については7億1,100万円として、これを合わせますと9億3,100万円、これが鑑定評価でしょう。しかし、そういう取引事例がなかったとか、一方で競争があるんだけれども、取引事例がなかったということで、病院という建物から、いわゆる一体の市場性原価 難しいですけどね。本来ならば付加価値が出て当然なのに、むしろ建物については病院ということから50%差し引きますよと。だから、市長は売る側でしょう、病院会計では3億9,320万円出ているわけですからね。これは売買契約を結ばなきゃならない。いつになるかわかりませんが、そして、一方では、鶴崎氏は300床まで拡大していきたいんだと、そのために9階建てを50億円かけてつくるんだと。一定の根拠がないと、そういうことは出しませんよ。背景資本がどこかわかりませんが、銀行だって、そんなたやすく50億円の金を出しませんよ、一定の計算が成り立ちませんとね。そうすると、売る側の付加価値、いわばいろんな店を売却するときに、顧客も財産ですよ。佐賀の診療所の先生の話を書いたけれども、いわばそういった付加価値、営業権、経営権、ましてや武雄の場合は南部医療圏で2,070のベッド数の上限が決められていますよね。19床以下の診療所は建てられても、20床以上の病院は建てられないという、こういう県の制約があるでしょう。だけど、県西部方面に出向いて50億円の投資をして病院を建てようとする。それは武雄市長が民間移譲と言えば、飛びつきますよ。そして、そういうときに売る側が営業権という付加価値をつけずに、むしろ50%さっ引いて、9億3,100万円という評価をしているのに、解体費用8,000万円まで引いて3億9,325万円ですか、これが企業会計で出されてくる、こういう考えはどうか、市長もベッドを引き受けてほしいというところがある、プラスアルファを考えなきゃいかん、眠っているベッドを活用せよとね、そういうときに、いわば営業権だとか経営権だとか、売る側が強いでしょう、南部医療圏の範囲内で見れば。そこは、市長どうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

武雄は恵まれていると、あちこちで言われるんですよ。例えば、これは松尾初秋議員から教えてもらいましたけれども、千葉の浦安市川の市立総合病院は買い手がなくて、97億円を上限に来ておくんさいということで、私は全国40か50ぐらい来っとかなと思ったです。市川は物すごく、ディズニーランドも近くにあって、いいところかなと思っていたら、あに図らんや、来たのはたったの2件、そして、1件断りました。97億円を出してまで、でも、たったの1件。うちはどうでしょうか。3億9,000万円。売れるだけでも、私は市長として幸せなことだというふうに思っております。しかも、これは中立公正な鑑定価格であります。それで、一般的に民法並びに商法上の規定で言うと、他の用に供する場合は解体費用を引くというのは、これは原理原則であるというふうに私は認識しておりますので、そういう意味で言うと、武雄が羨望的になっているというのは、私は市長として本当にうれしく思っております。

そして、さっきおっしゃいましたけど、営業権であるとか、それは池友会のブランドに引かれてだと思っんですよね。あくまでも今の旧来の市民病院、公立100%の市民病院で、そういう話が来るとは思えません。しかも、私は蒲池さんと話をするとき、50億円のファイナンスをどうするんですかと聞いた場合は、それはもう自分のところでやると、キャッシュで払うということも言っているわけです。ですので、そういう意味で池友会の本部については、そういった内部留保もありますので、そこからきちんと工面をするということが方針のようですので、そういった意味では私は、ファイナンスの意味から、財政の意味からでも安心をしております。

したがって、私は地域の中核医療病院として、私は135床というのはちょっと個人的には足りないなというふうに思っております。あらゆるニーズが今ふえていますので、そういった意味で地域の中核病院のベッドがふえること自体は、私はそれは挙げて喜ぶべき話だと思います。ただ、気をつけなきゃいけないのは、医師会、開業医の皆様方の協力あってこそでありますので、そういった意味での連携はぜひ必要だというふうに認識をしております。今我々のやりとりを、市民、きょう多くの方々が見られていると思いますけど、非常に安心をされているというふうに思っておりますので、そういった意味で私は武雄が、あるいは西部広域圏として、そういう本当に困った患者さんであるとかいうことをきちんとケアする体制が徐々に整いつつあると。これが、ちょっと私が言葉足らずで恐縮だったんですが、今の市民病院のことを言っているわけじゃありません。直営の、私が病院開設者である病院だったときには、こうはいいなかったらうということ、これは多くの市民の皆さんたちも御理解いただけたらと思いますので、そういった意味で、ちょっと私が言葉足らずだったの

かなと、これは反省をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長、佐賀県の医療福祉計画、これは御存じでしょう。2,070床、南部医療圏は過剰地区だと。確かに救急で6ベッド欲しいとか、小児科をするから5ベッド欲しいとか、特殊要因でふやすことは、県の地域医療審議会も認める場合がありますよね。そういうことを知った上で、南部医療圏に病院を建てられないという状況の中で、そうすると135床の価値というのは、和白グループからしますと、のどから手が出るほど欲しいですよ。それで、広域圏でヘリポートをつくって患者を集めてこようと言うんでしょう。そしたら高度医療でしょう。嬉野医療センター、あるいは県立好生館、佐賀大学病院、3次医療を担うところが、武雄市の、救急車で言えば20分、30分圏内にありますよね。だから、鶴崎氏は正直に言っているじゃないですか。患者を広範囲に集めるんだと。武雄市民の医療はどうなるのかということなんです。135床というのは、そういった市民の財産なんです。あるいは地域医師会との病診連携というのも、この10年間培ってきた財産なんです。そこを壊されてはたまらんということから、いろんな運動が起こっているわけでしょう。そこは認めなきゃいかんじゃないですか。

次に、今は市民病院なんですけれども、7月1日付の市報を見ますと、武雄市民病院の役員の紹介ですか、鶴崎直邦氏が最高顧問と、その下に日高院長ですか、ずらっと副院長まで出ていますよね。あら、蒲池統括監は消えたのかなと思ったんですけどね。それでちょっと聞きますけれども、最高顧問って何ですか。それから医療統括監、それで市長は開設者でしょう。最高顧問がおって、市長は私の言うことも聞きますよという医療統括監がおって、院長がおって、そして、全体の責任は市長が負う。ここら辺、ちょっとパネルをつくってあるですか。パネルで説明してもらったほうがわかりやすいですけど。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

また、悪く言えば、どこまでも悪く言えるもんだなと思っておりますね。

〔22番「疑問に思うから指摘しているわけだね」〕

まず、ちょっと私から答弁をさせていただきます。ちょっと補足があれば、事務方に答弁をお願いしたいんですが、武雄市病院事業の設置等に関する条例施行規則というのがあります。その中の第4条に、「市民病院に病院長を置き、必要により医療統括監、最高顧問及び副院長を置くことができる。」という、できる規定があります。職務については、第5条で、「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する。」と。医療統括監が

常々おっしゃっているのは、医療のことはおれに任せろということをおっしゃっている、医療の内容を。だから、それはすごい責任感のあらわれだなというふうに思っておりますので、私は何ら問題はないというふうに思っております。これを受けて、最高顧問は市長または医療統括監の命を受け、必要に応じ病院を、統括責任者である病院長を指揮監督するということになっておりますので、非常にわかりやすい規定になっているなというふうに思っております。実際には統括監と最高顧問におかれましては、相協力しながら病院経営に指導、助言をお願いしていただいて、その結果が5月の単月分の黒字に出たものだというふうに認識をしております。

その上で、私は非常に、せっかく大部分のところで議員と認識が同じになってうれしいなと思ったんですが、宮城県みたいに、きのう山口良広議員の質問でありましたように、宮城県のようにベッドがどんどん減らされていくといったことに関して、共産党の皆様方を含めて、皆様方から御批判を受けるのはよくわかります。しかし、135床はそのままキープをして、さらに医療内容を上げるということになっている中で、さらにベッドがふえるということになった場合には、これは市民益が格段に上がるものだというふうに認識をしておりますので、私としては議員さんから、ここの部分というのはいろいろ問題瑕疵はあろうかと思えますけれども、ぜひそれは御支援、御理解をいただけるものだというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長は、都合が悪くなると、悪くとれば何でも悪く言うというのは、それは偏見ですよ。私は具体的に事実に基づいて言っているわけですからね。そうすると、先ほど市長が言った、決裁区分、条例にありましたよね。条例でどういうことが決められているかというのを、例えば報酬、給与じゃなくて報酬を決めるときには、議員以外の非常勤職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給される、これが条例に決められていますよね。すると、勤務日数と、最高顧問、医療統括監、これは報酬は幾らですか。できれば時給に直して答弁していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

医療統括監の給料につきましての御質問です。

医療統括監につきましては、嘱託職員という位置づけをいたしております。それから、最高顧問につきましてもあわせて報告しますが、同様に嘱託職員という位置づけをいたしております。

給料の額ですけれども、これにつきましては月額、医療統括監で100万円、それから最高顧問が70万円と、合わせまして170万円というふうに規定いたしております。

時給については計算をいたしておりませんので、必要であれば後ほど答弁いたします。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから、勤務日数に応じて嘱託職員の場合も支給される。最高顧問の蒲池氏は4月1日に辞令があり70万円、勤務日数を見ますと、火曜日と金曜日、8時から5時までと。火曜日と金曜日、2日間ですよ、そして70万円。すごいですよ、これ。勤務日数に応じて、もちろん、市長笑っていますけどね、それは日数に加えて私的な責任が伴うと言いたいんでしょう。もう1つは統括監、ことしの4月からは火曜日、木曜日、金曜日、この3日間、8時から5時まで、そして100万円と。医療統括監が月に170万円というのは、ここで随分論議がありましてね、えっという感じだったでしょう。しかし、院長と同額ぐらいい出さないと、金額というのは責任が伴いますからねという話やったでしょう。そうすると170万円を、今度、最高顧問に就任された鶴崎氏、70万円。おれは100万円がいいと。

私言ったのはね、時給で計算してみましたよ。後ほどじゃなくて、計算すればわかるじゃないですか、週2回、医療統括監は週に3日、8時から5時まで。そうすると、年間、鶴崎氏は大体月4週としまして、これでいきますと1週間16時間ですから。4週で64時間、ずっと見ていきますと、時給1万円ぐらいになるんじゃないですか。時給ですよ。間違っていたら言ってくださいよ。議員は時給1万円あると。（発言する者あり）そこは責任と勤務日数、そしてもう1つは、バランスの問題で言いますと、資料をお願いしていましたので、十分認識されていると思いますけれども、いわば池友会から派遣されている事務方、あるいは看護師、医療技術、医師、総勢何名になるんですか。今度議案に143名の病院職員の廃止条例が出ておるでしょう。そのとき、いわば池友会から武雄市民病院に派遣されている職員、それが何名になりますか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、前段の給料が高いか安いということなんですけど、私は率直に言って、これは安いというふうに思っております。これは平たく言うと、例えば開業医の皆様方の給料を比較した場合に、巷間これは医師会もおっしゃっていますけれども、勤務医は開業医の大体2分の1程度であろうと。これは日本経済新聞等にも載っておりますので、議員も御案内だと思っておりますけれども、その中で一般のお医者さんと比較をした場合に、私はそれは高くないというふうに認識をしております。

その上で、私としてはあくまでも報酬というのは2つの意味があると思うんですね。1つは、議員がおっしゃったように、責任に対する報酬であります。あくまでもドクターは命を預かっておられますので、そういった意味での責任感の大きさというのは最高位にあるということ、それともう1点が、やっぱり実績だと思うんですね。今まで単月で一回も黒字になっていないのを、黒字まで立て直したということについて言うと、それは実績があって、実績をきちんと評価するというのは、それは当然のことだというふうに思っております。そういった意味で、私としては給与の認識でありますけれども、支給権者としては何ら高くないと、よくやっただいていてというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

池友会から応援をいただいている職員の方は合計で27名であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その責任と比較すると決して高いとは言えない、むしろ安いぐらいだと。ですから、私はあえて、例えば最高顧問の人は火曜日、金曜日の2日間、そして、統括監は火曜日、木曜日、金曜日の3日間。だから、総体で見ますと、高いか安い、開業医の先生と比べてどうかという場合に、開業医の先生は朝8時半から夕方もずっとやっていますよ。ですから、条例に書いているように、いわば勤務日数に応じて決めるわけでしょう。だから、時給に直すとどうなのかと。市長が言う、決して高いわけじゃない、むしろ安いぐらいだと。

時給出ましたか。まだ計算していないの。そこは答弁してください。市長が安いと言うから、決して高くない、開業医に比べたら、決して高くないと。時給で比べたら一番わかりやすいですよ。それも答弁をお願いしたいと思います。

そうすると、池友会から派遣されている27名というのは、3月の議会で、いわば回復期リハビリ、そして急性期のリハビリを含めて33名というふうに、リハビリの職員がね、これが減ったという理由は何ですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、時給の考え方なんですけれども、実際これぐらいの人たちになると、もうあれなんです、昼も朝も夜ももう関係なく仕事をしていますよ。私も24時間365日と言っていますけれども、本当に緊急な用事があるときは、朝3時にたたき起こされます。それも何度もあります。そういった意味で、蒲池統括監、鶴崎さんとは夜中に、例えば電話協議をしたりと

か、私が公務があいているときに福岡に出向いたりというのはしょっちゅうであります。それは、この時間帯とは別の時間帯を彼らは充てているわけですね。ですので、一般的にルーチンをされる例えば技師の皆さんであるとか、そういった方々というのは、私は時給という考え方、それはなじむと思うんですよね。しかし、これだけの権限と、もう1つは責任感を有する者というのは、これは私も含めて問われるかもしれませんが、これは時給という考えには到底なじまない、これは私は身をもってわかります。そういった意味で、全体的な報酬としてこれは考えるべきであって、そういった意味で私は時給の多寡ではなくて、その責任と給料のことに応じて言えば、決して高くないし、私はこれだけの頑張りをしていただいている、これだけの立て直しをしていただいているという意味からすると、私はその給料というのは、適切かつ妥当の範囲内だというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

給料につきましては、決め方はいろいろあると思いますけれども、年額で決める場合、あるいは月額で決める場合、それから時間で決める場合、いろいろあると思いますが、御指摘の場合は月額で決めているということで、時給という考え方はとっておりません。

それから、回復期病棟の人数が減ったということでおっしゃいましたけれども、回復期病棟で理学療法士等の応援をいただいている人数は12名であります。あとにつきましては、新たに学校を卒業された方々を採用という形になっております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そしたら、あと10分程度しかありませんので、次の質問もあわせてしておきたいと思えます。

しかし、報酬の決め方というのは条例に書いてありますから、今、古賀事務長が言いましたけれども、非常勤職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給されるでしょう。ここは厳格に守っているわけでしょう。月給じゃないですからね。月額幾らと決めておるんですか。そしたら、私が求めた資料というのは、何も勤務時間8時から17時までと決めておるわけでしょう。そりゃ市長はこのほかに交際とか、いろんなことがかかわるから、必ずしも8時から17時までじゃないんだと弁護されていますけどね。しかし、この給与を決める際に、報酬にしても勤務日数に応じて決めるんだという条例があるわけですから。だから、それに基づいて計算の根拠ってあるわけでしょう。そこを月額で、ぶっ込みで決めておるといことじゃないでしょう。そこを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、いわゆる就学前児童の医療費無料化について質問を移していきたいと思います。

これは、ことしの4月1日から武雄市もやっとの思いといいますか、やっどという感じですね。周辺市町村と比べますと、やっど武雄市も就学前の子どもの医療費が無料になったと、これは喜ばしいことですよ。子育て中の人たちから随分聞きました。この質問を準備する中で、1人は子育て中の働いているお母さんですけれども、窓口での無料化ができないか、3歳未満の子どもたちの医療費というのは、窓口での無料化、現物支給ですよね、これができないものなのでしょうかという相談でした。

もう1つは、歯科の医療関係者からは、せっかく就学前の歯科医療というのは、早くから武雄市も無料だったんだけど、働いているお母さんたちからしますと、窓口負担が少なければ、もう請求しないと、こういう方が結構おられました。ですから、3歳未満と同じように、窓口の無料ができませんかと、こういう歯科医療の関係の方からの相談でもありました。

時間がありませんから、恐らく返ってくる答弁はこういうもんだらうなということで想定して、保険者がそれぞれ違つと、社会保険であつてみたり、国民健康保険であつてみたり、共済保険であつてみたり。県内すべての就学前児童の医療費が無料化になっていれば、制度的にやれないことはないだろうと。こういう答弁が2つ目にあるんじゃないかと。

県が3歳未満児の対象を就学前までに広げて、無料化してくれれば、窓口の無料化はできると。予測される答弁というのは、大体この3つぐらいじゃないですか。

そうしますと、もう時間ありませんので、こういうことだったら、武雄市独自にやれる、こういうものはありませんか。県が就学前児童をすべて無料にすれば、全県どこでも窓口で無料にできる。保険者が違うからと言う必要はないですね。そこはどうなんですか。せめて、きのう市長いいことを言わんやっただですか。市長がいいことを言っていたというのは、やれない理由を考えるんじゃないかと、やれる理由を一緒に考えていこうというふうに、市長、きのう答弁しましたよね。やれる理由を、市長でもいいし、担当部長でもいいですから、答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

藤崎こども部長〔登壇〕

お答えします。

通告にあっております手続を簡素化できないかということ、あるいは先ほど質問が出ております、医療費の窓口での支払いが安いと、なかなか申請をしない傾向にあるというふうなことで通告がっておりますので、私のほうからはそれをお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、武雄市におきまして3歳未満児の医療費につきましては、現物給付、窓口300

円払いで県内統一されているところでございます。この方式でできれば、手続等は簡単になるわけですが、3歳、就学前の県内の各市町の現状では、個人負担の額が違うとか、所得に応じてとか、報酬明細書ごと、レセプトごとに違いがありますので、無理だと思いません。ただ、今後は他の方法で申請ができ、簡素化ができないか、関係機関と検討してまいりたいと思っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

やれる理由にならんですね。こうすれば幾らか簡素化できるんじゃないかというものは、担当から聞いたんですよ。なるほどこういう方法があるのかと。そういう、こうすればいいんじゃないか、例えば申請にしても、申請書を持って市役所に来んでも、振り込んでもらう口座番号を示せば、そうすれば、領収証添付で郵便で申請書を市役所に送付する。そうすると、これは振り込んでもらえば、一々来んでいいわけでしょう。そういう答弁が返ってくるのかなと思ったけど、やれる、今後他の方法がないものかどうかという、これ市長はどうですか。そういう、担当の方から、ああなるほど、こういう方法もあるのかと思って、そういう答弁を期待しておったんですが、出てきませんので、市長の答弁を聞いておきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私といたしましては、議員の声、議会の声、そして、実際に使われている皆さんの声に耳を澄ませながら、多聞第一として、まず耳を澄ませて、どういったところに問題点があるかということのアプリオリに私が言うのではなくて、決めつけで言うのではなくて、広くやっぱり聞きたいなというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

多聞第一という市長の言葉というのは、3月議会では何回連発されましたかね。ずっと数えよったんですけどね、途中あきらめて、もう数えませんでした。多聞第一は大事なことなんです。我々としては、やっぱり住民の声をしっかり聞いていく、話をしっかり聞くということが、まず出発点ですね。国民の、あるいは市民の関心と要求から出発をして、それで、しっかりその人の話を聞いていく。8割ぐらいはそれに費やしていいんじゃないかと言う先輩もおりました。なるほどなと思いました。それと、市長の言う多聞第一。中身はよくわかりませんが、多聞というのは恐らく多くを聞くということでしょう。だれの話も、

いわば信頼をして、市民の声をしっかり聞いていくということを第一にしたいということなんでしょうから、そういうふうに。しかし、簡素化できることからやっていくんだということは、例えば、郵便で申請書を市役所に送る。そして、それを銀行に振り込む、随分助かりますよ、それだけでもね。銀行は8時から5時までじゃないですから。そこを大いに市長も検討すると言っていますので、簡素化に向かってやっていただきたい。

最後に、生活保護行政についてですけれども、時間がありませんので、ことしの4月1日から母子加算が廃止になりましたね。従来、武雄市の場合、3級地の2ですから、ですから、3年間かけて、ことし4月から廃止と。もうこれは本当に厳しいですよ、実際に子育てしている人たち、病気がちの人たちからしますとね。これは新聞で報道されていたんですけども、母子加算廃止で窮する母子、病気で働けぬ生活保護家庭、その子どもたちが、お母さん、私、高校に行けないんですよと、子どもにそういうことを言わせるという内容が新聞で報道されていました。

そういうことを見ますと、今度4月1日から廃止になって、月に3万円以上収入を上げれば、1万5,000円ですか、1万円ですか、支給しましょうと。そして、3万円未満の収入しかなければ、5,000円しか支給しませんよと。あるいは支援プログラムに登録をして、職業訓練的なことをすれば、5,000円やりますよと。これはどういうことですか。もう時間がありませんので、従来どれくらい加算していたのか、そして、加算廃止になったことによって、武雄市の影響額、プラスになるわけでしょう。そこら辺を答弁いただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

まず、簡単に申し上げますけど、母子加算の廃止というのは、一般的な家庭と母子の働いている家庭とを比べまして、保護のほう若干上回るというようなことで、母子加算をしております。

それから、母子は18歳未満までの子どもを見るわけですけども、今、議員がおっしゃいましたように、3級地の2ということで、15歳未満から身体障害者の方が20歳未満の方を養育していると、18年度は児童1人当たり20,020円、19年度は30%カットの13,350円、20年度はその半額という形になっていきます。また、15歳以上18歳までの方を養育している母子家庭については、18年度が6,670円で、19年度、20年度は廃止になっております。

影響額としましては、19年度ですけども、これは母子世帯の推移によったり月数によったり、変わってくるものがありますけれども、13世帯、121月で249万2,150円、19年度は10世帯で90月、131万260円、20年度が9世帯で83月で54万5,610円ということで、18年度から20年度を比べますと、マイナス194万6,540円が減額になっております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

医療統括監といい、最高顧問といい、母子家庭のことを考えますと、本当にわずかな金であったとしても、それは厳しいですよ、比重からしますとね。そういう点でも、ぜひ単独でも可能性はありますので、検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。